

平成22年度電子・情報技術関連税制 に関する要望書

平成21年10月

社団法人 電子情報技術産業協会
会長 大坪文雄

電子・情報技術関連税制に関する要望書

世界同時不況により、我が国は、昨年末から未曾有の経済危機を迎えました。景気悪化に伴う雇用情勢の悪化は、消費マインドにも影響し、一時、負のスパイラルは止まるところが見えない状態となりました。

しかし、温暖化対策を推進するための太陽光パネル、省エネ家電、環境対応車の購入への助成などにより、一部では景気回復へ向けた兆しが見えるところまできております。

このような情勢の中、IT・エレクトロニクス産業における内需主導による景気回復を目指すとともに、わが国の国際競争力を維持・向上させるための未来への投資を継続的に続けて行く必要があります。

IT・エレクトロニクス業界は裾野が広く、多くの中小企業と、わが国最大の雇用を擁する代表的な産業であります。

雇用の確保と地域活性化や、環境分野などの技術革新で世界をリードしていくためには、企業の自助努力に加えて、事業環境整備に係る税制面からの支援が不可欠であります。

このような観点から、当協会は、我が国電子・情報技術産業の重要性に鑑み、別記に掲げる当産業関連税制の整備実現を強く要望いたします。

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 情報基盤強化税制の拡充・延長

(2) 研究開発促進税制の拡充・延長

①控除限度額の引き上げ

1) 試験研究費の増加型又は高水準型に係る税額控除制度の拡充・延長

2) 研究開発税制拡充措置の恒久化

②控除限度超過額の繰越期間の延長

(3) 法人実効税率の引き下げ

(4) 連結納税制度の見直し

①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の改善

②子会社欠損金の持込制限の見直し

③連結中間申告の申告制限および納付期限の延長

④適用法人の見直し

⑤その他、グループの一体性に着目した税制の整備

(5) 減価償却制度の見直し

①減価償却費の損金経理要件の緩和

②少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

(6) 繰越欠損金の繰戻・繰越

①欠損金の繰戻還付の復活および還付期間の延長

②繰越欠損金の繰越期限の延長

(7) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

2. 国際関連税制の見直し

(1) タックスヘイブン税制の見直し

①軽課税率判定基準を25%から20%未満に引き下げ

②軽課税国の指定国制度の復活（国別リスト方式の導入等）

③適用除外基準の見直し

- (2) 移転価格税制の取り扱いの再検討
 - ①「国外関連者」基準の見直し
 - ②A P A（移転価格事前確認制度）に基づく相互協議決着に伴う過年度修正一括調整規定の創設等
- (3) 外国税額控除制度の見直し
 - ①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長、控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入
 - ②外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする
- (4) 二国間租税条約の見直し

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1) 企業組織再編税制の見直し
 - ①適格再編要件の明確化
 - ②時価評価算定方法の明確化
 - ③欠損金・含み損失に係る制限の緩和
- (2) 非上場有価証券減損の損金算入要件の緩和
- (3) 役員給与の損金不算入制度の見直し
 - ①損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加
 - ②利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認
 - ③支給額の開示要件を緩和

4. その他の項目

- (1) 受取配当の益金不算入制度の見直し
- (2) 寄附金の損金算入限度額の拡大
- (3) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止
- (4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特例措置法の特例措置の延長・維持
 - ①登録免許税の軽減措置の適用期限の延長

- ②事業革新設備の特別償却、不動産取得税の軽減措置の維持
- (5) 電話加入権の損金算入
- (6) 印紙税制度の廃止
- (7) 税制のグリーン化
- (8) 環境目的の新税に反対
- (9) 会計基準変更への対応
 - ①資産除去債務の損金算入
 - ②減損損失の損金算入
 - ③ストックオプションの損金算入

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

- ①償却資産に係る固定資産税の見直し
 - 1) 償却資産に係る固定資産税の廃止
 - 2) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化
- ②法人事業税の外形標準課税の見直し
- ③事業所税の撤廃を含めた見直し
- ④法定外税導入の意見聴取

2. 地方税の簡素化

- ①地方税への連結納税制度の導入
- ②連結納税における中間申告の仮決算方式の導入
- ③住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化
- ④法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- ⑤法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- ⑥法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の恒久化
- ⑦法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備
- ⑧超過課税の廃止

以上

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 情報基盤強化税制の拡充・延長

グローバルな企業競争環境の中では、積極的な I T 活用が必須のものとなっております。内外市場への適応速度の向上や生産性の向上により企業の競争力を高めるためには、I T 資産（ハードウェア、ソフトウェア）の効率化、グリーン化、信頼性の向上を強力に推進することにより、我が国の情報基盤を強化していくことが重要です。

世界同時不況の中において、我が国の産業競争力の強化や活性化を図る観点から、I T 投資に対する税務上の支援が不可欠であり、戦略的 I T 投資への積極的な意思決定を誘引すべく、本税制の拡充と延長を強く要望いたします。

(2) 研究開発促進税制の拡充・延長

我が国企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらしています。本税制の更なる実効性を目的として、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①控除限度額の引き上げ

1) 試験研究費の増加型又は高水準型に係る税額控除制度の拡充・延長

平成 20 年度の改正において、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度を創設していただきましたが、本制度の拡充・延長を要望いたします。

2) 研究開発税制拡充措置の恒久化

経済危機対策における税制上の措置として、平成 21、22

年度において税額控除できる総額型の限度額を、当期の法人税額 20%から 30%に引き上げる措置を講じていただきましたが、これを恒久的措置としていただきますよう要望いたします。

② 控除限度超過額の繰越期間の延長

支出年度とその翌年度の 2 年間しか適用できない税額控除の繰越期限を、平成 21、22 年度に限り、平成 23、24 年度において税額控除を可能とする措置を講じていただきましたが、現行の欠損金の繰越控除期間と合わせた 7 年間に延長していただきますよう要望いたします。

なお、現行では損金に算入される試験研究費の額が増加した場合のみ、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除することとなっておりますが、増減に関わらず控除できるよう要望いたします。

(3) 法人実効税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は、欧州、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にあり、諸外国も引き下げの傾向にあります。

国際的整合性の確保および国際競争力の強化の観点から、地方税を含めた法人実効税率を引き下げよう要望いたします。

(4) 連結納税制度の見直し

連結納税は、経営資源を最適配分して経営の効率化を図る考え方であり、導入にあたり選択事由としては、企業経営上の課題や効率的なグループ経営の可否とともに、税制のしくみと税負担のあり方が大きな課題となります。

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。次の各項目につきましては、日本経済の活性化を目指そうとする本来の連結納税制度の趣旨に反するも

のとなっており、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の改善

連結納税グループ内の寄附金については、現行では寄附金の支出側において損金不算入とされる一方、受け手側において益金算入とされていますが、この不整合による二重課税を解消していただきますようお願いいたします。

②子会社欠損金の持込制限の見直し

米国同様に、連結納税適用時および子会社加入時において、子会社繰越欠損金は持ち込みができるようお願いいたします。

③連結中間申告の申告制限および納付期限の延長

仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務が完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

④適用法人の見直し

連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨から、持株比率が100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきであり、適用対象子会社を80%~90%保有のものまで拡大するようお願いいたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択制としていただきますようお願いいたします。

⑤その他、グループの一体性に着目した税制の整備

100%グループ企業間での資産の移転等について、実務面に配慮しつつ、グループ経営の実態と整合的な税制の導入を図っていただきますようお願いいたします。

(5) 減価償却制度の見直し

企業の投資意欲を刺激し、国際競争力を強化するには、投下資本の早期回収が必要であります。国際的なイコールフットイング

を確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①減価償却費の損金経理要件の緩和

減価償却費は税務上減価償却費や修繕費など特定の科目で損金経理されていることが要件とされております。しかし、政策税制の適用など税務と会計の乖離が生じる状況に対応すべく、処理方法に関わらず、申告書での減価償却費の調整も可能としていただきますよう要望いたします。

②少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

企業における IT 機器の導入は、業務省力化の観点から、設備投資として不可欠ですが、一般的に導入されるパソコン、ファクシミリ等の事務機器は 20 万円台から 50 万円程度のものが多く、現行の 10 万円の少額固定資産の金額基準は実態と乖離し、実務上現物管理が煩雑となっております。このため、少額減価償却資産の損金算入限度額を 30 万円に引き上げるよう要望いたします。

また、同様にソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の 10 万円から 100 万円に引き上げるよう要望いたします。

(6) 繰越欠損金の繰戻・繰越

①欠損金の繰戻還付の復活および還付期間の延長

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となっております。

このため、現在停止中の繰戻還付制度を復活し、期間 1 年を 2 年に延長するよう要望いたします。

②繰越欠損金の繰越期限の延長

IT 業界はテクノロジーや市場の変化が激しく、技術革新のための多額の投資を継続していく必要があり、多額の投資損が発生する可能性があります。そのため、繰越欠損金の繰越期限を、現行の7年から米国並みの20年程度に延長していただきますよう要望いたします。

(7) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

韓国・台湾等の諸外国における特定の設備投資に対する一定割合の税額控除は、企業の投資負担の軽減を通して国際競争力の強化に有効な制度であり、我が国においても、競争が激化している重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対して税額控除制度の創設を要望いたします。

2. 国際関連税制の見直し

(1) タックスヘイブン税制の見直し

国際的な税率低減が図られている今日、中国においても平成20年1月から基本法人税率は25%に統一されました。このような変化に即して、租税回避ではなく経済実態を持って活動している会社には制約を加えないよう、当税制度の適用基準を次の項目について、見直すよう要望いたします。

①軽課税率判定基準を25%から20%未満に引き下げ

②軽課税国の指定国制度の復活（国別リスト方式の導入等）

③適用除外基準の見直し

経済実態のある海外子会社は適用除外としていただきますよう要望いたします。

また、近年の事業活動の多様化を受け、主たる事業の判定がより重要な位置づけを占めることから、適用除外基準において、経済実態を反映した運用となるように配慮していただきます

よう要望いたします。

(2) 移転価格税制の取り扱いの再検討

企業グループ内の役務提供取引や無形資産取引について事務運営要領が示されておりますが、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬のないよう、また、法令の拡大解釈につながらないよう、租税法主義に基づいた透明性のある適用に向けて、次の項目について、見直すよう要望いたします。

①「国外関連者」基準の見直し

持株比率 50% の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

② A P A（移転価格事前確認制度）に基づく相互協議決着に伴う過年度修正一括調整規定の創設等

A P A 所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、納税者の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。極めて多額の過年度修正でなく、且つ法人課税上弊害のないレベルの修正金額である場合には、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

なお、複雑化する二国間の課税問題に対処するため、A P A、相互協議の迅速化、担当部署の体制強化を要望いたします。

(3) 外国税額控除制度の見直し

本制度の目的である国際的二重課税排除の趣旨に基づき、適用範囲の拡大などの見直しが必要であります。厳しい経済環境下では、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている繰越期間に控除できない場合には切り捨てとなり、海外諸国の大勢からも不利であり、我が国企業の競争力にも大きな影

響を与えております。国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長、控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入

②外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

(4) 二国間租税条約の見直し

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。特に台湾、香港など、我が国と取引が多い国との租税条約が締結されていない場合には、相互協議が行われず二重課税の排除に支障をきたすため、早期の締結を要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、平成21年度の外国子会社配当金の益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、二国間租税条約の見直し（特にドイツ、オランダ、中国等における源泉税）を要望いたします。

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 企業組織再編税制の見直し

①適格再編要件の明確化

適格再編要件のうち、事業の継続、支配の継続、株式保有の継続等につき、「見込まれていること」が要件となっておりますが、法執行の安定性を担保するためにも「見込まれているこ

と」について税法上の解釈を示す具体例を示されるよう要望いたします。

②時価評価算定方法の明確化

税制非適格時の時価評価が企業価値評価を含意するのか不明確であるため、条文で明確にするとともに、企業価値評価を含意するのであれば、時価評価算定方法について明記するよう要望いたします。

③欠損金・含み損失に係る制限の緩和

特定資本関係が5年未満であっても本規定の適用対象外としていただきますよう要望いたします。

(2) 非上場有価証券減損の損金算入要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限りは、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されます。

については、非上場有価証券減損の税務上の損金計上要件を緩和（企業会計ルールへの近接化）するよう要望いたします。

(3) 役員給与の損金不算入制度の見直し

会社法に沿った役員給与を損金に計上できるよう、現状厳格に定められている利益連動給与の損金算入要件について、次の制度の簡素化、損金算入要件の緩和等を見直しを要望いたします。

①損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加

②利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認

③支給額の開示要件を緩和

4. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

金融市場の活性化の観点から、投資対象としての株式の魅力を高め、株式の長期保有を促す必要があります。また、現行の制度においては、その他株式に係る配当等の50%部分は二重課税となっており是正すべきであります。

このため、その他株式について、受取配当金の益金不算入割合を100%とするよう要望いたします。

また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望いたします。

(2) 寄附金の損金算入限度額の拡大

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要望いたします。

(3) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

公的年金給付の縮減に対応して、私的年金による自助努力の必要性が高まっています。また、拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点からも、運用時に課税する、現在適用停止中（平成22年度まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに廃止していただきますように要望いたします。

(4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特例措置法の特例措置の延長・維持

事業の競争力強化を図る経営計画を支援し、事業再構築や新分野進出等により、企業の生産性向上を強力に推進するために、次の項目について要望いたします。

①登録免許税の軽減措置の適用期限の延長

②事業革新設備の特別償却、不動産取得税の軽減措置の維持

(5) 電話加入権の損金算入

電話加入権の実勢相場が下落傾向を強めている現況にあり、さらには近い将来電話加入権そのものが廃止される方向性を踏まえ、現在、非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

(6) 印紙税制度の廃止

ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は合理性を欠いており、是非を含めた見直しを要望いたします。

(7) 税制のグリーン化

低炭素革命を推進するために、温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の加速的普及を促進するための税制のグリーン化を図ることを要望いたします。

また、「グリーン・エネルギー・マーク」の導入により、一部が広告料等として損金算入できるようになりましたが、「グリーン・エネルギー・マーク」を使用しない場合や製造以外の用途では損金算入が認められない状況です。グリーン電力証書の制度化を図り、グリーン電力証書のあらゆる利用範囲における購入費用の全額を損金算入することを可能としていただきますよう要望いたします。

(8) 環境目的の新税に反対

地球温暖化対策は、増税により推進するのではなく、省エネ努力や技術革新等を対策の柱とすべきです。

地球温暖化対策を積極的に推進している中、産業界の活力を殺ぎ、新たな負担を伴うような環境目的の新税の導入には、反対し

ます。

(9) 会計基準変更への対応

国際会計基準へのコンバージェンスを目指した我が国会計基準の見直しが進められています。これに対応した次の税制の見直しを要望いたします。

①資産除去債務の損金算入

②減損損失の損金算入

③ストックオプションの損金算入

また、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進するために、我が国の会計基準が引き続き変更されることが見込まれますが、会計基準の変更が安易な課税ベースの拡大につながらないように、税制上の対応を図るとともに、税と会計の基本的あり方についてご検討いただきますよう要望いたします。

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜する中、法人事業税の外形的標準課税が新たに加わり、その複雑さに拍車が掛かっています。また地方税における法人の税負担も高く、二重課税排除・税務簡素化の観点からも地方法人課税全体の整理・統合を要望します。

①償却資産に係る固定資産税の見直し

1) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えています。また、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることより、償却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

2) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化

平成 19 年度改正において、法人税法は償却計算を改正していただきましたが、償却資産税については改正がありませんでしたので、企業における償却計算は、実務上、会計・法人税・償却資産税の 3 本建てとなり、申告実務が煩雑となっております。つきましては、償却資産税における償却計算を法人税法と同一の償却計算としていただきますよう要望いたします。

②法人事業税の外形的標準課税の見直し

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

③事業所税の撤廃を含めた見直し

事業所税は、新たに導入された事業税の外形的標準課税と類似の

課税標準であり、また固定資産税とも二重課税とみなされるため、廃止することを要望いたします。

④法定外税導入の意見聴取

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

2. 地方税の簡素化

①地方税への連結納税制度の導入

納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税も含めた実務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望いたします。

②連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきますよう要望いたします。

③住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化

本店所在地または主たる事務所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望いたします。

④法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告・修正申告・更正の請求等に多大なる事務負担を費やしているのが現状であります。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、同様の仕組みを他の道府県にも普及させることは理論的に可能であると考えます。このしくみにより、企業の法人住民税は最大で47都道府県に県下の市町村分も含めて申告納税すれば良いこととなり、また、自治体サイドとしても大幅な徴税業務の組織効率化・経費削

減を図れる可能性が高いことから、法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設を要望いたします。

⑤法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっておりません。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算可能項目としていただきますよう要望いたします。

⑥法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の恒久化

企業が欠損補填を実施する際、法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準から欠損補填額を控除する特例措置の恒久化を要望いたします。

⑦法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備

市町村の一部しか受入態勢が整備されていない電子申告受入インフラの拡大を要望いたします。

⑧超過課税の廃止

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

以上